

6

福祉用具等の給付

(1) 補装具費の支給

身難児

身体障害のある方及び難病患者等が日常生活や就学、就労のために、身体機能を補完・代替する補装具を製作・修理等する場合に補装具費を支給します。

対象 身体障害者手帳の交付を受けた方、難病患者等(対象疾患 別表181ページ)

※次の①～⑤に該当する場合は、対象になりません。

- ① 世帯に一定所得以上の方がいる場合
- ② 介護保険の対象者
(介護保険の福祉用具で個別の身体状況に対応できない場合を除く)
- ③ 医療保険により補装具を作成した場合
- ④ 労災による障害者
- ⑤ 補装具の製作・修理を開始している場合

障害別	補装具品目
視覚障害	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障害	補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る）
肢体不自由 肢体不自由児※	義手、義足、下肢装具、靴型装具、体幹装具、上肢装具、座位保持装置、電動車椅子、車椅子、歩行器、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置 ※児童のみ対象：座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具
内部障害	車椅子

申請手続 補装具の製作・修理等を開始する前に、下記窓口へ相談してください。

※補装具費は、判定等により必要が認められた場合に限り支給されるものであり、東京都心身障害者福祉センターでの判定が必要な場合等は、決定までに2～3か月かかることがあります。

利用者負担 原則、各種目の基準額の1割

また、基準額を超えて購入・修理等を行う場合は、超えた額も利用者負担
※負担上限月額については、34ページ利用者負担を参照してください。

問い合わせ先

対象	問い合わせ先	電話番号	ファックス番号
身体障害者手帳の交付を受けた方	障害福祉課 身体障害者支援係	5803-1219	5803-1352
難病患者等	予防対策課精神保健係	5803-1847	5803-1355

(2) 日常生活用具の給付

身知精難児

障害のある方の日常生活を容易にするため、日常生活用具の給付を行います。

対象 身体障害者手帳の交付を受けた方、知的障害のある方、精神障害のある方、難病患者（対象疾病 別表181ページ）

1. 介護・訓練等支援用具

種目	性能	耐用年数	対象者	
			手帳障害程度	年齢
特殊寝台	腕、足等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	下肢又は体幹1・2級	3歳以上
			寝たきりの状態にある難病患者等	
特殊マット	じょくそう防止又は失禁による汚染もしくは損耗を防止するためにマット（寝具）にビニール等を加工したもの	5年	下肢又は体幹1・2級	3歳以上 18歳未満
			下肢又は体幹1級（常時介護を必要とする方）	18歳以上
			愛の手帳1・2度	3歳以上
			寝たきりの状態にある難病患者等	3歳以上
特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので、障害者（児）又は介護者が容易に使用できるもの	5年	下肢又は体幹1級（常時介護を必要とする方）	学齢児以上
			自力で排尿できない難病患者等	
入浴担架	担架に乗せたままリフトで入浴させるもの	5年	下肢又は体幹1・2級（入浴に当たり、介助を必要とする方に限る）	3歳以上
体位変換器	介助者が、障害者（児）の体位を変換させるのに容易に使用できるもの	5年	下肢又は体幹1・2級（下着交換等に当たり、介護を必要とする方に限る）	学齢児以上
			寝たきりの状態にある難病患者等	
移動用リフト	障害者（児）を移動させるに当たり、介助者が容易に使用できるもの（設置に当たり、住宅改修を伴うものを除く）	4年	下肢又は体幹1・2級 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等	3歳以上
訓練用いす	原則として附属のテーブルをつけるもの	5年	下肢又は体幹1・2級	3歳以上 18歳未満

2. 自立生活支援用具

種目	性能	耐用年数	対象者	
			手帳障害程度	年齢
入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者（児）又は介助者が容易に使用できるもの。既存の浴槽では入浴できない場合は、簡易浴槽を含む。（設置に当たり、住宅改修を伴うものを除く）	8年	下肢又は体幹障害の手帳の交付を受けた方（入浴に介助を必要とする方）	3歳以上
			入浴に介助を要する難病患者等	
T字状・棒状のつえ	十分な機能を有し、障害者が容易に使用できるもの	3年	下肢又は体幹もしくは平衡機能障害の手帳の交付を受けた方（歩行補助杖で歩行機能を補うことができる方）	
移動・移乗支援用具	転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の機能を有する手すり、スロープ等であって、必要な強度と安定性を有するもの（設置に当たり、住宅改修を伴うものを除く）	8年	平衡、下肢又は体幹機能障害の手帳の交付を受けた方（家庭内の移動等において介助が必要な方）	3歳以上
			下肢が不自由な難病患者等	
頭部保護帽	転倒の際、頭部を保護できる機能を有するもの	3年	下肢又は体幹もしくは平衡機能障害の手帳の交付を受けた方	
			発作等により転倒する知的障害のある方	
			発作等により転倒する精神障害のある方	
便器	手すりのついた腰掛式のもの（取替えに当たり、住宅改修を伴うものを除く）	8年	下肢又は体幹1・2級	学齢児以上
			常時介護を要する難病患者等	
特殊便器	温水・温風を出し得るもの及び知的障害者（児）を介護している者が容易に使用し得るもの（取替えに当たり、住宅改修を伴うものを除く）	8年	上肢1・2級	学齢児以上
			愛の手帳1・2度（自ら排便の処理が困難な方）	
			上肢機能に障害のある難病患者等	

種目	性能	耐用年数	対象者	
			手帳障害程度	年齢
火災警報器	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にもブザーで知らせ得るもの	8年	①身障手帳1・2級 ②愛の手帳1・2度 (①②いずれも火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及び準ずる世帯に限る)	
自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	①身障手帳1・2級 ②愛の手帳1・2度 ③難病患者等 (①②③いずれも火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及び準ずる世帯に限る)	
ガス安全システム	警報機からの遮断信号、ガスの異常使用、地震時等にガスを自動的に遮断できるもの	8年	身体障害者手帳所持者で、喉頭摘出等により臭覚機能を喪失した方 (臭覚機能を喪失した方だけの世帯及び準ずる世帯に限る)	18歳以上
			下肢又は体幹1級(障害者のみの世帯及び準ずる世帯に限る)	
電磁調理器	障害者が容易に使用できるもの	6年	①視覚1・2級 ②上肢1・2級 ③下肢又は体幹1級 (①②③いずれも障害者のみの世帯及び準ずる世帯に限る) ④愛の手帳1・2度	18歳以上
音響案内装置	「歩行時間延長信号機用小型送信機」又は音声誘導装置等から音声案内を利用できるもの	5年	視覚1・2級 (2級の方は送信機のみに限る)	学齢児以上
音響案内装置(受信機)	音響案内装置から信号を受信することで音を出し、玄関位置の認識を補助する機能を有するもの	10年	視覚1級(本制度で音響案内装置の給付を受けた方に限る)	学齢児以上
会議用拡聴器	障害者(児)が容易に使用できるもの	6年	聴覚4級以上	学齢児以上

種目	性能	耐用年数	対象者	
			手帳障害程度	年齢
フラッシュベル	障害者（児）が容易に使用できるもの	10年	聴覚又は音声・言語3級以上（聴覚又は音声、言語機能障害者のみの世帯及び準ずる世帯で、日常生活に必要な世帯に限る）	学齢児以上
聴覚障害者用屋内信号装置	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年	聴覚2級（聴覚障害者のみの世帯及び準ずる世帯で、日常生活に必要な世帯に限る）	学齢児以上

3. 在宅療養等支援用具

種目	性能	耐用年数	対象者	
			手帳障害程度	年齢
透析液加温器	自己連続携行式腹膜灌流法による人工透析に使用する加温器で、一定温度に保つもの	5年	身体障害者手帳所持者で自己連続携行式腹膜灌流療法による透析療法を受けている方	3歳以上
パルスオキシメーター （動脈血中酸素飽和測定器）	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者（児）が容易に使用できるもの	5年	在宅酸素療法を行っている方又は人工呼吸器の装置が必要であると医師に認められた方	
ネブライザー （吸入器）	障害者（児）が容易に使用できるもの	5年	医師により必要と認められた方	
電気式たん吸引器	障害者（児）が容易に使用できるもの	5年	医師により必要と認められた方	
音声式体温計	障害者が容易に使用できるもの	5年	視覚1・2級（視覚障害者のみの世帯及び準ずる世帯に限る）	学齢児以上
音声式体重計	障害者が容易に使用できるもの	5年	視覚1・2級（視覚障害者のみの世帯及び準ずる世帯に限る）	18歳以上
音声式血圧計	音声による読み上げ機能を有し、障害者（児）が容易に使用できるもの	5年	視覚1・2級かつ医師により必要と認められた方（視覚障害者のみの世帯及び準ずる世帯に限る）	18歳以上 ※18歳未満は別途要件あり

4. 情報・意思疎通支援用具

種目	性能	耐用年数	対象者	
			手帳障害程度	年齢
携帯用会話補助装置	携帯式でことばを音声又は文章に変換する機能を有する装置又はアプリケーションで障害者(児)が容易に使用できるもの(情報端末を除く)	5年	音声・言語機能障害又は肢体不自由の手帳の交付を受けた方で音声言語の著しい障害がある方	学齢児以上
情報・通信支援用具	障害者向けのパーソナルコンピューター等の周辺機器又はアプリケーション	5年	上肢又は視覚1・2級	学齢児以上
点字ディスプレイ	文字等のコンピューターの画面情報を点字などにより示すことができるもの	6年	視覚1級又は視覚2級かつ聴覚障害2級(点字を使用できる方に限る)	学齢児以上
点字器	視覚障害者(児)が容易に操作できるもの(点筆を含む)	標準型 7年 携帯型 5年	視覚障害の手帳の交付を受けた方(点字器の使用が可能な方)	学齢児以上
点字タイプライター	視覚障害者(児)が容易に操作できるもの	5年	視覚1・2級(就労もしくは就学しているか就労見込の方に限る)	学齢児以上
視覚障害者用ポータブルレコーダー	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者(児)が容易に使用できるもの又は音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者(児)が容易に使用できるもの	6年	視覚1・2級	学齢児以上

種目	性能	耐用年数	対象者	
			手帳障害程度	年齢
視覚障害者用拡大読書器	書籍等の活字文書を読み取り、拡大された画像(文字等)をモニターに写し出せるもの又は読み取った内容を音声式信号に変換して出力する機能を有するもの	8年	視覚障害の手帳の交付を受けた方	学齢児以上
視覚障害者用時計	障害者(児)が容易に操作できるもの	6年	視覚1・2級(音声式は、手・指の触覚に障害がある等のため、触読式の仕様が困難な方)	学齢児以上
携帯用信号装置	送信機による合図が、視覚、触覚等により知覚できるもの	6年	聴覚又は音声・言語3級以上	学齢児以上
視覚障害者用活字文書読上げ装置	①文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者(児)が容易に使用できるもの ②携帯電話等の機器と接続することにより、①の機能を有するもので、視覚障害者(児)が容易に使用できるもの	6年	視覚1・2級	学齢児以上
聴覚障害者用通信装置	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器で、障害者が容易に使用できるもの	5年	身体障害者手帳所持者で、聴覚又は音声・言語機能に著しい障害があり、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる方	学齢児以上
音声式読取器	センサー等により情報を読み取り、音声に変換する機能を有し、障害者が容易に使用できるもの	6年	視覚1・2級(視覚障害者のみの世帯及び準ずる世帯に限る)	18歳以上

種目	性能	耐用年数	対象者	
			手帳障害程度	年齢
聴覚障害者用情報受信装置	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者（児）用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者（児）向けの緊急信号を受信し、障害者が容易に使用できるもの	6年	聴覚障害の手帳の交付を受けた方（本装置によりテレビの視聴が可能になる方）	学齢児以上
人工喉頭	<p>笛式：呼気によりゴム等の膜を振動させビニール等の管を通して音源を口腔内に導き構音化するもの</p> <p>電動式：顎下部等にあてた電動板を振動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの</p> <p>埋込型用人工鼻：常時埋込型人工喉頭の一部として使用することで発声を可能とするもの</p>	<p>笛式 4年</p> <p>電動式 5年</p>	<p>①音声・言語機能障害の手帳の交付を受けた方で、喉頭を摘出された方</p> <p>②身体障害者手帳所持者で医師により人工喉頭使用の必要が認められた方</p> <p>（①②いずれも、埋込型用人工鼻は埋込型人工喉頭を常時使用する方に限る）</p>	

5. 排泄管理支援用具

種目	性能	耐用年数	対象者	
			手帳障害程度	年齢
ストマ用装具	<p>消化器系：障害者が容易に使用できるもの</p> <p>尿路系：障害者が容易に使用できるもの</p>		ぼうこう又は直腸機能障害の手帳の交付を受けた方（人工肛門又は人口膀胱を設け、排泄を行っている方）	
紙おむつ等（洗腸装具含む）	障害者（児）が容易に使用できるもの		次の障害で手帳の交付を受け、一定の要件を満たす方 ①脳原性の運動機能障害 ②肢体不自由（脳性麻痺等） ③ぼうこう又は直腸機能障害	3歳以上
収尿器	採尿器と蓄尿袋で構成され、尿の逆流防止装置がついているもの	1年	肢体不自由又はぼうこう機能障害の手帳の交付を受けた方で、収尿器が必要な方	

- 申請手続** 給付に当たっては、下記窓口へ申請（事前の相談が必要です。）
 ※難病患者等は、医師の診断が必要です。
 ※介護保険対象者は、介護保険福祉用具が原則として優先されます。

- 利用者負担** 原則、各種目の基準額の1割
 （ストマ用装具・紙おむつ等については、基準額の範囲内で利用者負担なし）
 ※基準額を超えて給付する場合は、超えた額も利用者負担となります。

問い合わせ先

対象	担当課	電話	ファックス番号
身体障害者手帳の交付を受けた方、知的障害のある方	障害福祉課 身体障害者支援係	5803-1219	5803-1352
精神障害のある方、 難病患者等	予防対策課 精神保健係	5803-1847	5803-1355

(3) 小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付



在宅の小児慢性特定疾病児童の日常生活を容易にするため、日常生活用具の給付を行います。

- 対象** 別表に掲げる対象者で、東京都小児慢性特定疾病医療費助成事業の助成を受けている方
 ※児童福祉法又は障害者総合支援法規定による用具の給付を受けることができる方は対象となりません。

別表

種目	対象者	性能等
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる）
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の予防又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの

種 目	対 象 者	性 能 等
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの
車椅子	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者 (在宅以外（入院中又は施設入所の者）についても対象)	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの
ストーマ装具（消化器系）	人工肛門を造設した者 (在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象)	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの

種 目	対 象 者	性 能 等
ストーマ装具 (尿路系)	人工膀胱を造設した者 (在宅以外(入院中又は 施設入所)の者について も対象)	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に 使用し得るもの
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気 管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に 使用し得るもの

申請手続 給付に当たっては、事前の相談が必要です。小児慢性特定疾病医療受給者証の写しが必要です。

※扶養義務者の収入に応じて、費用の一部又は全部を負担する場合があります。限度額を超える額も利用者負担となります。

申請・問い合わせ先 予防対策課精神保健係
TEL 5803-1847 FAX 5803-1355

(4) 心身障害者・児紙おむつ支給事業

身知難児

在宅で、寝たきり又は失禁の状態にあり、現におむつを使用している方に紙おむつを支給します。

対 象 次の①②のいずれかに該当する4歳以上64歳以下の方

- ① 身体障害者手帳の交付を受けている方
- ② 愛の手帳の交付を受けている方

※次の方は対象になりません。

- ・生活保護法の規定により、おむつの一時扶助の適用を受けている方
- ・日常生活用具としての紙おむつ給付対象者
- ・他制度での紙おむつ受給認定者
- ・障害者支援施設等入所者
- ・介護保険施設等入所者(例：特別養護老人ホーム)
- ・介護保険の認定を受けて介護保険適用の病院に入院している方

支 給 額 月額 6,000円を限度

支給対象品目 紙おむつ、尿とりパッド、おしりふき(個数制限あり)

支 給 方 法 ① カタログ注文による現物支給

区の紙おむつカタログに掲載された製品から希望の製品を選択し、注文用紙を区に提出します。1か月に1回、区と契約した事業者が、利用者の自宅等に紙おむつ類を配送します。

※1か月の支給限度額(6,000円)を超えて注文した分は、自己負担となります。配送時に自己負担金額を配達員にお支払いください。(配送時に不在の場合は、振込可)

※受付日によって、配送の開始日が異なります。

受付日（申請書及び注文用紙の受理日）	配送日
月の1日から15日まで	当月25日から末日まで
月の16日から末日まで	翌月10日から15日まで

② 費用助成

紙おむつの持ち込みができない病院やグループホーム等に入院、入所している場合は、入院（所）中に負担した紙おむつ費用を、1か月当たり6,000円を限度に助成します。所定の請求書に紙おむつ購入の領収書を添えて、後日請求となります。

※請求方法の詳細については、支給決定時にご案内いたします。

申請手続

次のものをお持ちの上、窓口で申請してください。

- ① 身体障害者手帳又は愛の手帳
- ② 費用助成の場合は、印鑑及び預金通帳（本人名義）

問い合わせ先

障害福祉課障害者在宅サービス係

TEL 5803-1212 FAX 5803-1352

(5) 中等度難聴児発達支援事業補聴器購入費助成 身児

18歳未満で、身体障害者手帳の交付を受けることができる聴力ではない中等度難聴の方に対して、補聴器の購入費用の一部を助成します。なお、助成を受けるには、事前の申請が必要になります。

対象

次のいずれにも該当する方

- ① 区内に居住していること
- ② 18歳未満の児童であること
- ③ 身体障害者手帳（聴覚障害）の交付を受けることができる聴力ではない方
- ④ 両耳の聴力レベルがおおむね30dB以上であり、補聴器の装用により言語の習得等、一定の効果が期待できると医師が判断する方であること

※対象児童及び対象児童の属する世帯の他の世帯員に、一定所得以上の方がいる場合は、助成金交付の対象外となります。

問い合わせ先

障害福祉課身体障害者支援係

TEL 5803-1219 FAX 5803-1352

(6) 車椅子の貸出し



車椅子を一時的に必要な方にお貸しします。

【区制度】

対 象	文京区民の方で、次の①～③のいずれかに該当する方 ①自己の車椅子が修理等で使用できず、一時的に必要な方 ②車椅子を購入するまで又は区から給付を受けるまでの間、一時的に必要な方 ③その他、通院・リハビリ等で一時的に必要な方
期 間	1か月以内
費 用	無料。ただし、運搬は各自で行ってください。
問い合わせ先	高齢福祉課高齢福祉推進係 TEL 5803-1213 FAX 5803-1350

※文京福祉センター江戸川橋、文京福祉センター湯島、各地域活動センター、各交流館、大塚北会館、勤労福祉会館でも車椅子の貸出しを行っています。

【都制度】

対 象	心身に障害がある方又はその関係団体等
期 間	原則3か月以内
費 用	無料。ただし、運搬は各自で行ってください。
問い合わせ先	東京都心身障害者福祉センター障害認定課認定調整担当 TEL 3235-2961 FAX 3235-2959

【社会福祉協議会制度】

対 象	文京区在住・在勤・在学で、ケガ、病気等で一時的に歩行が困難な方
期 間	1か月以内
費 用	無料。ただし、運搬は各自で行ってください。
問い合わせ先	文京区社会福祉協議会 総務係 TEL 3812-3040 FAX 5800-2966

(7) 補助犬の給付

身

日常生活を補助し、自立と社会参加を促進するために訓練された犬を、次の身体障害のある方に、東京都から給付します。

対 象 次の全てに該当する方

- ① 都内に居住する満18歳以上の在宅の身体障害者
- ② 【盲導犬】 視覚障害1級
【介助犬】 肢体不自由1・2級
【聴導犬】 聴覚障害2級
- ③ 都内におおむね1年以上住んでいること
- ④ 世帯全体にかかる所得税課税額の月平均額77,000円未満であること
- ⑤ 居住している家屋の所有者・管理者の承諾が得られること
- ⑥ 所定の訓練を受け、補助犬を適切に管理できること
- ⑦ 社会活動への参加に効果があると認められること

給付方法 補助犬の育成・訓練を団体に委託し、都が決定した方に無償で給付します。

申請手続 希望者は、区の窓口で申請を行い、東京都が審査会で決定します。
※補助犬には限りがありますので、決定から受給までに時間がかかります。

問い合わせ先 障害福祉課身体障害者支援係

TEL 5803-1219 FAX 5803-1352

〔盲導犬〕



〔聴導犬〕



〔介助犬〕



7

日常生活の支援

(1) 布団乾燥消毒・丸洗い

身知難児

寝たきりの状態にある障害者の寝具を年11回乾燥消毒（内2回は丸洗い）を行います。

対 象 次の①～④全てに該当する64歳以下の方

- ① 重度の心身障害等の方
（身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、特殊疾病）
- ② 現に、文京区心身障害者等福祉手当又は文京区児童育成手当のうち、障害手当を受給していること
- ③ 寝たきり又は寝たきりに準じる状態にあること
- ④ 陽光による寝具の乾燥が困難であること

申請手続 あらかじめ登録が必要となりますので、身体障害者手帳又は愛の手帳もしくは特殊疾病の特定医療費（指定難病）の受給者証をお持ちの上、窓口で申請してください。申請後、担当係員が訪問調査に伺います。

問い合わせ先 障害福祉課障害者在宅サービス係

TEL 5803-1212 FAX 5803-1352

(2) 理美容サービス

身知難児

外出困難な障害者のご自宅に理美容師が訪問します。

対 象 次の①～③全てに該当する64歳以下の方

- ① 重度の心身障害等の方
（身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、特殊疾病）
 - ② 座位を保てない状態にあること
 - ③ 介助があっても最寄りの理美容室に出かけることが困難であること
- ※65歳以上の方は、高齢福祉課高齢福祉推進係（TEL 5803-1213）にご相談ください。

申請手続 あらかじめ登録が必要となりますので、身体障害者手帳又は愛の手帳もしくは特殊疾病の特定医療費（指定難病）の受給者証をお持ちの上、窓口で申請してください。

費 用 1回当たり1,000円（年6回まで）※利用の際は事前予約が必要です。

問い合わせ先 障害福祉課障害者在宅サービス係

TEL 5803-1212 FAX 5803-1352

(3) 巡回入浴サービス



入浴が困難な在宅の重度障害者に対して、巡回入浴車による入浴サービスを提供します。

対象 肢体又は体幹機能障害 1・2 級の身体障害者手帳をお持ちの方で、家庭や公衆浴場での入浴が困難な方

※介護保険の要介護認定又は要支援認定を受けた方を除く。

申請手続 あらかじめ登録が必要となりますので、次のものをお持ちの上、窓口申請してください。申請後、担当係員が訪問調査に伺います。

- ① 身体障害者手帳
- ② 医師による「現状報告書」

費用 入浴 1 回 450 円、感染症対応加算 1 回 500 円

※週 2 回まで利用できます。

※負担額には所得、収入に応じて、上限があります。当分の間、負担の上限額は、居宅介護等の障害福祉サービスの費用と合わせた額となります。

問い合わせ先 障害福祉課障害者在宅サービス係

TEL 5803-1212 FAX 5803-1352

(4) 軽度障害者入浴



他の入浴サービス事業に該当しない方のうち、身体に軽度の障害や変形などがあるために、公衆浴場の利用が困難で、本人又は家族等の介助により自主通所、自主利用が可能な方を対象に、文京総合福祉センター 3 階（週 2 回）の浴室を提供しています。

申請手続 あらかじめ登録が必要となりますので、次のものをお持ちの上、下記に申請してください。申請後、担当係員と登録日の調整をします。

- ① 身体障害者手帳
- ② 医師による「現状報告書」

費用 無料

問い合わせ先 障害福祉課障害者在宅サービス係

TEL 5803-1212 FAX 5803-1352

(5) 障害者・児移動支援事業

身知精難児

屋外での移動に著しい制限がある方の、社会生活上の必要な外出、余暇活動等の社会参加の外出について、介護支援を行います。

- 対 象**
- ① 身体障害者・児
 - ② 知的障害者・児
 - ③ 精神障害者・児
 - ④ 難病等患者・児

※対象疾患 別表181ページ

費 用 利用者負担は、収入・所得に応じて設定されます（詳細34ページ）。ただし、月36時間まで利用者負担額はかかりません。

通学支援 利用者本人とその家族の状況を考慮して、1回当たり1時間まで、ひと月10回を限度として利用できます。ただし、個別の事情（保護者の疾病等）が認められる場合は、ひと月23回まで増やすことができます。

通所支援 生活介護を行う施設に通所する方が、施設の送迎サービスを受けられない場合に利用可能です。また、生活介護以外の施設であっても、通所に慣れることを目的として一定期間に限り利用可能な場合もあります。詳しくは個別にご相談ください。

問い合わせ先

対象	問い合わせ先	電話番号	ファックス番号
身体障害者・児	障害福祉課 身体障害者支援係	5803-1219	5803-1352
知的障害者・児	障害福祉課 知的障害者支援係	5803-1214	5803-1352
精神障害者・児 難病等患者・児	予防対策課精神保健係	5803-1847	5803-1355

(6) 重度脳性麻痺者介護事業

身

在宅の重度脳性麻痺者を介護する介護人（親・子・兄弟姉妹、配偶者に限る）に対し、手当を支給します。

対 象 身体障害者手帳1級の20歳以上の重度脳性麻痺の方
※ただし、障害者総合支援法における障害福祉サービス（短期入所を除く）等の利用決定、又は介護保険法における訪問介護又は通所介護サービスを受けている方は、本事業の対象となりません。

派遣回数 月12回（1回1日単位）以内

介護内容 外出支援、同行、その他必要な用務

問い合わせ先 障害福祉課障害者在宅サービス係

TEL 5803-1212 FAX 5803-1352

(7) 在宅心身障害者・児緊急一時介護委託費助成 **身知児**

心身障害者・児を日常的に介護している家族が、疾病等の理由により一時的に介護を行うことが困難となったときに、障害者・児の家庭や介護人の家庭において介護を受けた場合又は育成室等の送迎の介護を受けた場合、その介護委託に要した費用の一部を助成します。

ただし、対象者の配偶者、直系血族又は対象者の住所と同一の住所の親族は、介護人となることができません。

また、社会福祉法人文京区社会福祉協議会が区の委託を受けて行うファミリー・サポート・センター事業の提供会員として行う介護は、助成の対象となりません。

対 象 日常生活において家庭で常時介護を受けている次のいずれかに該当する方

- ① 身体障害者手帳1～3級
- ② 愛の手帳1～4度
- ③ 脳性麻痺
- ④ 進行性筋萎縮症

※ただし、次の方は対象となりません。

- ① 障害者総合支援法による重度訪問介護サービスを受けている方
- ② 介護保険法による居宅サービスを受けられる方

助 成 要 件 以下の理由により家族の介護を受けられない場合

- ① 家族の疾病、出産又は事故
- ② 家族の休養
- ③ 家族の4親等以内の血族、姻族の冠婚葬祭
- ④ その他

問い合わせ先 障害福祉課障害者在宅サービス係

TEL 5803-1212 FAX 5803-1352

(8) 心身障害者（児）短期保護事業

身知児

常時介護を必要とする心身障害者・児（3歳以上）の方の家族が、疾病・事故・冠婚葬祭・出産・学校行事・休養等の理由で介護を行うことが困難なときに、家族に代わり施設でお預かりします。（時間単位、宿泊含む。）利用には事前に登録が必要です。

対 象 日常生活において家庭で常時介護を受けている次のいずれかに該当する方

- ① 身体障害者手帳1～3級
- ② 愛の手帳1～4度
- ③ 脳性麻痺
- ④ 進行性筋萎縮症
- ⑤ 区内の通所障害者施設の利用者

利用時間

① 疾病や事故による入院及び通院	年間300時間以内
② 出産	年間348時間以内
③ 冠婚葬祭、学校行事、休養等	年間200時間以内

実施場所 文京藤の木荘
〒112-0012 文京区大塚4-21-8 社会福祉法人 文京槐の会内
TEL 3943-4300 FAX 3943-4330

定 員 5名

費 用 4時間まで400円、その後1時間ごとに100円
※食事代等の実費負担があります。

利用受付 利用日の3か月前から施設で受け付けしています。

問い合わせ先 障害福祉課障害福祉係
TEL 5803-1211 FAX 5803-1352

(9) 医療的ケア児在宅レスパイト事業

身児

在宅で生活する医療的ケア児の健康保持や、介護する同居の保護者等の介護負担の軽減を図るため、自宅に看護師又は准看護師を派遣し、一定時間、医療的ケア等を行います。

対 象 以下のいずれにも該当する方

- ① 文京区の区域内に住所を有し、かつ居住の実態がある方
- ② 18歳未満の方（18歳に到達後、最初の3月31日までの方）
- ③ 別表に規定する医療的ケアのうち、1つ以上を受けている方
※重症心身障害児に該当し、看護師等による別表に含まれない服薬管理等の医療的ケアが必要であると認められる方を含む
- ④ 保護者等による在宅介護を受けて生活している方
- ⑤ 訪問看護により医療的ケアを受けている方

別 表

医療的ケア（以下のうち、1つ以上のケアを受けていること。）	
①	人工呼吸器管理 ※毎日行う機械的気道加圧を要するカフマシン・NIPPV・CPAP等を含む
②	気管内挿管、気管切開
③	鼻咽喉頭エアウェイ
④	酸素吸入
⑤	6回/日以上の高頻回の吸引
⑥	ネブライザー 6回/日以上又は継続使用
⑦	中心静脈栄養（IVH）
⑧	経管栄養（経鼻・胃ろう含む）
⑨	腸ろう・腸管栄養
⑩	継続する透析（腹膜灌流含む）
⑪	定期導尿（3回/日以上） ※人工膀胱を含む
⑫	人工肛門

派遣時間 1回当たり2時間から4時間までの30分単位

派遣回数 年度（4月～翌年3月）の間に24回を超えない範囲で、月4回を上限

費用 自己負担額は、区市町村民税の課税状況に基づき認定します。

問い合わせ先 障害福祉課身体障害者支援係

TEL 5803-1219 FAX 5803-1352

(10) 居宅訪問型保育事業

児

重症心身障害児等や医療的ケアの必要な児童に対し、それぞれの児童の状態に応じた保育サービスを、家庭において1対1で提供します。

対象 区内在住の主に1歳から未就学児まで（0歳児は要相談）で、障害、疾病等の程度を勘案して、保育所での保育が著しく困難であると認められる児童。なお、現時点では、気管切開・人工呼吸器のある子どもについては、対応できません。

問い合わせ先 幼児保育課入園相談係（シビックセンター12階南側）

TEL 5803-1190 FAX 5803-1346

(11) 在宅重症心身障害児（者）等訪問事業

児

家族が自信を持って子どもの在宅療育に当たれるよう、看護師が家庭を訪問し、健康管理や看護技術の指導、療育に関する相談等の支援を行います。

対 象 東京都内に住所を有し、在宅で生活をする重症心身障害児（者）及び医療的ケア児の方

内 容

- ① 訪問看護
 - ・原則週1回、1回3時間以内
 - ・看護師による訪問看護
- ② 訪問健康診査（必要な場合のみ）
 - ・原則年1回
 - ・医師等による訪問健康診査・療育相談
- ③ その他
 - ・事業の利用期間は原則1年以内
 - ・訪問実施日・時間は原則固定
 - ・月～金曜日までの午前9時から午後5時まで

※土・日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）は実施しません。

費 用 無料 ※主治医の指示書にかかる費用は、利用する方の負担となります。

申 請 窓 口 申請書を保健サービスセンターに提出

申 請 書 保健サービスセンターで配付しています。

東京都福祉保健局のホームページから印刷できます。

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shougai/nichijo/s_shien/houmon.html

問い合わせ先

施設名	電話番号	ファックス番号
保健サービスセンター	5803-1807	5803-1371
保健サービスセンター本郷支所	3821-5106	3822-9174
東京都福祉保健局障害者施策推進部 施設サービス支援課（事業担当課）	5320-4360	5388-1407

(12) 地域安心生活支援事業

精

精神障害の方を対象とした緊急時電話相談支援、緊急時ショートステイ、地域生活体験を行っています。

【緊急時電話相談支援事業】

精神障害者の方の緊急時の相談をお受けします。利用される方は文京区民に限ります。

対象 文京区在住の精神障害の方及びそのご家族

受付時間 【月～金曜日】 午前7時～10時、午後5時30分～午後10時

【土・日曜日、祝日】 午前7時～午後10時

※年末年始（12月29日～1月3日）は休み

※1回線のみのため、お話し中の場合はおかけ直してください。

相談電話番号 5810-1522

ご相談では、相談者の氏名、住所及び電話番号をお伺いします。

発信者の電話番号が非通知の場合は、電話に応じることが出来ません。

医療を要する相談には応じることができません。かかりつけ医又は救急相談センター等をご利用ください。

・医療機関案内サービスひまわり（東京都福祉保健局） 5272-0303

・救急相談センター（東京消防庁）

#7119（携帯電話、PHS、プッシュ回線）

ダイヤル回線 3212-2323

【精神障害者緊急時ショートステイ事業】

家庭事情又は同居家族が入院等により不在になったときなど、精神障害者が一時的に居宅での生活が困難であるときに、区が委託する社会福祉法人が宿泊場所を提供し、支援を行います。原則として事前登録が必要です。

【精神障害者地域生活体験事業】

将来の自立した生活に向けて家族と同居している方や精神科病院から退院する予定の方が単身生活を体験することを希望されるときに、区が委託する社会福祉法人が宿泊場所を提供し、支援を行います。原則として事前登録が必要です。

問い合わせ先 障害福祉課障害福祉係

TEL 5803-1211 FAX 5803-1352

(13) ファミリー・サポート・センター

児

社会福祉協議会では、子育ての援助を受けたい方と子育ての援助を行える方が会員になり、地域の中でお互いに助け合いながら子育てをする会員制事業を行っています。

依頼会員 文京区在住で、生後4か月からおおむね12歳以下の子どもを持つ保護者
提供会員 原則として、文京区在住の20歳以上で、センターの指定する研修を修了した方

内容 ① 子どもの保育施設・学校等の送迎
② 保育施設・学校等の開始前及び終了後の子どもの預かり
※病児の預かりや送迎及び通院・健康診断・予防接種の付き添いはできません。

利用料・報酬

平日	1時間あたり 800円 (依頼会員宅預かりの場合 900円)
土・日曜日、祝日、年末年始	1時間あたり 1,000円 (依頼会員宅預かりの場合 1,100円)

問い合わせ先 文京区社会福祉協議会ささえあいサポート係
TEL 3812-3043 FAX 5800-2966

(14) いきいきサービス

身知精難児

社会福祉協議会では、障害のある方や高齢の方等がご自宅で安心して暮らせるように、地域の方の参加と協力のもとに、家事等の支援を有償で提供する会員制事業を行っています。利用される方は会員登録（会費無料）が必要です。

利用会員 ① おおむね60歳以上の方
② 心身に何らかの障害のある方
③ ひとり親家庭の児童
④ 妊産婦又は3歳未満の乳幼児がいる方（産前は医師より要安静と診断された期間、産後は、原則として利用開始から3か月。双生児以上6か月）
協力会員 利用会員の自立を援助するという、いきいきサービスの趣旨に賛同し、健康な方であれば、資格などの条件を問いません。

内 容

サービスの種類	内 容
家事援助	食事の支度や後片付け、衣類の洗濯、日常の屋内の掃除、買い物
産前・産後 家事援助	上記の内容の他、沐浴の準備・片付け
介護援助	身辺介助、通院・散歩などの外出介助、車椅子の介助
大掃除・草取り	窓拭き・ガス台等、通常の掃除ではできない所を行います。 20坪程度までの庭の草取り

利用料・謝礼

利用料 (1時間につき)	月～金曜日		土・日曜日、祝日、 12月29日～1月3日
	午前9時～午後5時	午前9時以前 午後5時以降	
ホームヘルプ	910円	980円	980円
大掃除・草取り	1人当たり1,000円	1人当たり1,100円	1人当たり1,100円

※大掃除・草取りは、2人一組で行います。

問い合わせ先 文京区社会福祉協議会ささえあいサポート係
TEL 5800-2941 FAX 5800-2966

(15) シルバーお助け隊事業

身知精難

文京区シルバー人材センター会員が、障害者や高齢者の日常生活におけるちょっとした困りごとをサポートするサービスを行います（おおむね30分以内で終了する一つの継続性のない作業）。

対 象 文京区内に居住する障害者のみ世帯及び70歳以上の高齢者のみ世帯

費 用 1回300円（1回30分以内、年間4回まで利用可）

※買い物の購入費用等は利用者の実費負担となります。

申 込 方 法 文京区シルバー人材センターへ、直接電話でお申込みください。

受 付 時 間 【月～金曜日】 午前9時～午後5時

問い合わせ先 公益社団法人 文京区シルバー人材センター
TEL 3814-9248 FAX 3811-9100

(16) ごみの訪問収集**身知精**

自らごみを集積所に運び出すことが困難であり、かつ身近な人などの協力が得られない世帯の可燃ごみ・不燃ごみを、清掃事務所の職員が玄関先などへ取りに伺う「訪問収集」を行っています。

- 対 象**
- ① 満65歳以上のみの世帯
 - ② 障害者のみの世帯
 - ③ 日常的に介助又は介護を必要とする者のみの世帯
 - ④ 母子健康手帳の交付を受けてから産後3月程度までの妊産婦のみの世帯
 - ⑤ その他区長が特に必要であると認めた世帯

- 申 請 手 続**
- ① 清掃事務所に申し込み
 - ② 清掃事務所の職員による、内容調査のための直接現地訪問
 - ③ 可否の決定
- ※必要に応じて家族や介護担当者の方にもお立会いいただきます。

問い合わせ先 文京清掃事務所
TEL 3813-6661 FAX 3816-3981

(17) 商店街宅配事業補助

下記団体で、買い物した商品を届ける宅配サービス及び買い物代行サービスを実施しています。詳しくは、下記までお問い合わせください。

	「地蔵の横丁便」(地蔵通り商店街振興組合)
実施日	月・火・木・金・土曜日(水・日・祝日は取扱なし)
時間帯	午後1時～午後6時
お届けエリア	商店街を中心に半径約1.2kmのエリア
お届け対象商品	地蔵通り商店街でお買上いただいた商品 (ただし、お届けができない商品も一部ございます。)
利用方法	お買上の店舗にご依頼ください。
お届け料金 (1回当たり)	200円
料金の支払	宅配担当者、もしくはお買い上げ店にて現金でお支払いください。

今後、変更となる場合もございますので、あらかじめご了承ください。

問い合わせ先 地蔵の横丁便(地蔵通り商店街振興組合)
TEL 080-5403-9602(担当:下平)

8

災害・緊急時

(1) 救急直接通報システム

身難

重度身体障害者等の方が、家庭で急病やケガなどの突発的な事故にあった場合、直接東京消防庁に通報し、あらかじめ協力依頼している協力員の援助を得て、速やかな救助を行います。

対 象 18歳以上64歳以下のひとり暮らし等で、次の①～③全てに該当する方

- ① 身体障害者手帳1・2級をお持ちの方又は特殊疾病の方
- ② 家屋の所有者又は管理者の承諾が得られる方
- ③ 協力員の確保ができる方

※65歳以上の方は、高齢福祉課にご相談ください。

申請手続 身体障害者手帳又は特殊疾病の医療券をお持ちになり、下記に申請してください。申請後、担当係員が訪問調査に伺います。

※区外から転入した方は、前住地の区市町村で発行する障害者本人とその配偶者の住民税課税（非課税）証明書が必要です。

費用 利用料の1割（非課税の方は負担なし）

※負担額は所得、収入に応じて上限があります。また、当分の間、負担の上限額は、居宅介護等の障害福祉サービスの費用と合わせた額となります。

問い合わせ先 障害福祉課障害者在宅サービス係
TEL 5803-1212 FAX 5803-1352

(2) 住宅火災直接通報システム

身知

重度心身障害者世帯等の火災対策として、自動火災通報器を設置します。火災の際には、煙及び熱センサーが作動し、東京消防庁に自動通報し、消防車が出動します。

対 象 18歳以上64歳以下の身体障害者手帳1・2級の方又は、愛の手帳1・2度の方で、ひとり暮らし等のため緊急時の対応が困難な方

申請手続 身体障害者手帳又は愛の手帳をお持ちになり、下記に申請してください。申請後担当係員が訪問調査に伺います。

※区外から転入した方は、前住地の区市町村で発行する障害者本人とその配偶者の住民税課税（非課税）証明書が必要です。

費用 利用料の1割（非課税の方は負担なし）

※負担額は所得、収入に応じて上限があります。また、当分の間、負担の上限額は、居宅介護等の障害福祉サービスの費用と合わせた額となります。

(3) FAX110番・110番アプリ**【FAX110番】**

警視庁では、聴覚や言語に障害のある方が事件や事故にあったときに、ファクシミリによるFAX110番の受理を行っています。住所、事件の内容を記入の上、送信してください。
※FAX110番は、聴覚や言語に障害のある方の専用です。

FAX番号 3597-0110

【110番アプリ】

聴覚や言語に障害のある方や音声による110番通報が困難な方が事件や事故にあったときに、携帯電話から文字による110番通報ができます。

[スマートフォンの場合]

スマートフォンに「110番アプリ」をダウンロードし、氏名、電話番号、パスワード等を登録してください。

[従来型携帯電話の場合]

インターネット接続機能で<https://mobile110.npa.go.jp> にアクセスしてください。

※詳しくは、警視庁ホームページをご覧ください。

https://www.keishicho.metro.tokyo.jp/jiken_jjko/110/110site.html

(4) FAX119番・緊急ネット通報**【FAX119番】**

ファックスから「119」をダイヤルし、送信することで緊急通報を行うものです。事前登録等の必要はなく、電話での通報が困難な場合などに利用できます。

対象 どなたでも利用できます。

通報時の記載事項

- ① 火災・救急の別
- ② 住所、建物の名称
- ③ 氏名
- ④ 年齢
- ⑤ どうしたのか？どこが痛いのか？何が燃えているのか？等、可能な範囲で具体的に記入

※救急要請等の場合は、東京消防庁から折り返し確認のファックスをします。ただし、火災通報の場合は、原則として折り返しの連絡はしません。

【緊急ネット通報】

東京消防庁では、音声（肉声）による119番通報が困難な方のために、携帯電話等のウェブ機能を利用した緊急通報（火災や救急などの通報）を受信できるシステムを導入しています。利用には、事前登録（無料）が必要です。

対 象 東京消防庁管内（東京都のうち、稲城市及び島しょ地区を除く地域）に在住又は、在勤・在学している聴覚又は言語・音声等に機能障害がある方

問い合わせ先

	電話番号	ファックス番号
小石川消防署防災安全係	3812-0119	3812-9110
本郷消防署防災安全係	3815-0119	3813-4617

※FAX通報、緊急ネット通報のほか、災害から身を守るための方法についてのご相談、消防に関する問い合わせについては、お住まいの地域にある消防署にお問い合わせください。

8

災害・緊急時

（5）避難行動要支援者名簿

身知精難児

災害対策基本法に基づき、災害時又は災害が発生するおそれがある場合の避難行動において特に支援が必要な方（避難行動要支援者）を対象に名簿を作成します。

名簿について

名簿の種類	登録対象	管理・運用	
関係機関共有方式名簿	<ul style="list-style-type: none"> 区が指定する避難行動要支援者の方すべて 上記以外で名簿登録を希望される方 	平常時	区、高齢者あんしん相談センター、障害者基幹相談支援センター
		災害時	上記のほか、避難支援者等関係者（区民防災組織（町会・自治会等）、民生委員・児童委員、消防署、警察署、文京区社会福祉協議会、福祉サービス事業者）
同意方式名簿	関係機関共有方式名簿のうち、平常時から避難支援者等関係者に情報提供することに同意した方のみ	平常時 災害時	区、高齢者あんしん相談センター、障害者基幹相談支援センター、避難支援者等関係者（区民防災組織（町会・自治会等）、民生委員・児童委員、消防署、警察署、文京区社会福祉協議会、福祉サービス事業者）

登録対象

〈区が指定する避難行動要支援者〉

以下の条件に当てはまる方は、自動的に関係機関共有方式名簿に登録されます。同意方式名簿への登録を希望される方は、別途「同意書」の提出が必要です。

- ① 要介護3～5の認定を受けている方
- ② 身体障害者手帳の以下の等級の方
・上肢1～2級 ・下肢1～2級 ・体幹1～3級 ・視覚1～2級 ・聴覚2級
- ③ 愛の手帳の1～3度の方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳の1級の方
- ⑤ 難病医療費を受給しており、日常生活全介助の方

〈上記以外で名簿登録を希望される方〉

以下のいずれかに該当し、登録を希望される方は、関係機関共有方式名簿及び同意方式名簿に登録されます。関係機関共有方式名簿のみの登録はできません。

- ① 65歳以上の単身世帯又は65歳以上の高齢者のみの世帯
- ② 要介護又は要支援の認定を受けている方
- ③ 身体障害者手帳をお持ちの方
- ④ 愛の手帳をお持ちの方
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ⑥ 難病医療費受給者

問い合わせ先 防災課（シビックセンター15階北側）

TEL 5803-1179 FAX 5803-1344

（6）福祉避難所の設置

地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた方又は現に被害の恐れのある方のうち、対象者を一時的に受け入れ、避難生活の支援・応急的な食料・救援物資等の配給、支援情報等の提供、医療・健康相談などを行います。福祉避難所は、災害対策本部が必要と認めた場合に、開設します。現在、区では、福祉避難所の整備を進めています。

対象者 避難所において生活が著しく困難と認められる高齢者や障害者等

開設場所 福祉作業所(大塚・小石川)、障害者支援施設リアン文京

本郷福祉センター若駒の里、ふる里学舎本郷

東京都立文京盲学校

区内にある特別養護老人ホーム（8か所）

短期入所生活介護あけぼし

高齢者在宅サービスセンター（向丘・湯島・昭和・本郷）

介護老人保健施設（音羽えびすの郷・ひかわした・龍岡）

グッドライフケアセンター向丘、

グループホーム白山みやびの郷

杜の癒しハウス文京関口

問い合わせ先

担当課	電話番号	ファックス番号
防災課（シビックセンター15階北側）	5803-1179	5803-1344
福祉政策課（シビックセンター11階北側）	5803-1201	5803-1357

(7) 「文の京」 安心・防災メール

区民等の安全に係る情報や大雨・地震等の災害気象情報など、防犯や防災対応に役立つ、安全・安心に関する情報を配信しています。

配信情報

配信情報	内容等
①防犯等安心情報	子ども、その他区民等の安全にかかる情報
②全国の震度速報	震度5強以上が観測された場合
③文京区の震度情報	震度1～7から選択
④文京区の気象警報・注意報 ※注意報の種類は選択可能	気象警報…大雨・洪水・暴風雪・暴風・大雪 注意報…大雨・洪水・強風・風雪・大雪・着雪・着氷・ 低温・霜・雷・濃霧・乾燥
⑤神田川の水位情報 ※観測地点は選択可能	観測地点の華水橋、隆慶橋が警戒水位及び危険水位に達したとき、及びその後、それぞれの水位を下回ったとき
⑥文京区内の雨量情報 ※観測地点は選択可能	区内の雨量観測地点（5か所）が30mm/hに達したとき
⑦週間天気予報	文京区の週間天気予報を毎週金曜日夕方に配信
⑧災害情報	災害時の避難指示等の緊急情報
⑨その他情報	総合防災訓練等、緊急情報以外のお知らせ

※上記①、②、③、④、⑤、⑥は受信を選択できます。

登録方法等

パソコンや携帯電話から、区ホームページの案内に基づき、自由に登録・変更・解除することができます。

利用料金

無料 ※送受信にかかる通信料は利用者の負担です。

問い合わせ先

内容	担当課	電話番号	ファックス番号
防犯に関すること	危機管理課 (シビックセンター15階北側)	5803-1280	5803-1344
防災に関すること	防災課 (シビックセンター15階北側)	5803-1179	5803-1344

(8) 家具転倒防止器具の設置

災害時に、負傷の原因や避難・救出の障害となる家具の転倒・落下・移動等を防止するため、家具の転倒防止器具の購入・設置にかかる費用を助成し、在宅避難と自宅における減災対策を推進・啓発します。

※自身で購入・設置された器具については、助成の対象となりません。

対象者 区内在住、住宅1戸につき1回限り（これまでに家具転倒防止の助成を受けた方は対象外）

助成額 上限20,000円

申請手続 区が指定した協力事業者に直接申請書を郵便又はFAXで送付してください。

申請書配付場所 防災課（シビックセンター15階北側）、地域活動センターなどの窓口

問い合わせ先 防災課（シビックセンター15階北側）

TEL 5803-1179 FAX 5803-1344

(9) ヘルプカード



ヘルプカードは、障害のある方が困ったときに、必要な支援や配慮を周囲の人に伝えるためのカードです。ヘルプカードは、緊急時の連絡先や、配慮してほしいことなどが記載できるようになっており、支援を必要とする方が身につけておくことで、いざというときに必要な支援を受けるのに役立ちます。



ヘルプカードの内容

サイズ	運転免許証サイズ（蛇腹折り8面、片面4面）	
素材	ストーンペーパー（耐久性、耐水性あり）	
記載内容	表面	記入年月日、氏名、住所、生年月日、連絡先、災害時の家族の集合場所
	裏面	障害名・病名、連絡先・電話、服薬の有無、配慮してほしいこと（具体例を表示）、自由記載欄

配布場所 障害福祉課、予防対策課、保健サービスセンター、保健サービスセンター本郷支所
文京区障害者基幹相談支援センター、文京区内地域活動センター（9か所）等

問い合わせ先 障害福祉課障害福祉係

TEL 5803-1211 FAX 5803-1352

(10) ヘルプマーク



義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方又は妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない方々があります。そうした方々が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう作成されたマークです。皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

援助や配慮を必要としている方々が身に着けやすいストラップ型のヘルプマークを都営地下鉄各駅等（一部の駅を除く）で配布しています。

配布場所

区内	障害福祉課、予防対策課等
都内	都営地下鉄各駅（押上駅、目黒駅、白金台駅、白金高輪駅、新宿線新宿駅を除く）
	都営バス各営業所
	荒川電車営業所
	日暮里舎人ライナー（日暮里駅、西日暮里駅） 駅務室
	ゆりかもめ（新橋駅、豊洲駅） 駅務室
	多摩モノレール（多摩センター駅、中央大学・明星大学駅、高幡不動駅、立川南駅、立川北駅、玉川上水駅、上北台駅） 駅務室（一部時間帯を除く）
	東京都心身障害者福祉センター（多摩支所を含む）
都立病院、公益財団法人東京都保健医療公社の病院等	

問い合わせ先 東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課

TEL 5320-4147 FAX 5388-1413

文京区障害福祉課障害福祉係

TEL 5803-1211 FAX 5803-1352

9

情報支援

(1) 手話通訳者の派遣

身

日常生活上、手話通訳を必要とする聴覚、音声・言語機能障害の方に、手話通訳者を派遣します。

対 象 ① 身体障害者手帳をお持ちの聴覚、音声・言語機能障害者
② 聴覚障害者団体

費 用 無料

利 用 方 法 事前の登録が必要
※営業活動、宗教及び政治活動等の事由の場合は派遣できません。

問い合わせ先 障害福祉課障害者在宅サービス係
FAX 5803-1352 TEL 5803-1212

(2) 要約筆記者の派遣

身

日常生活上、要約筆記を必要とする聴覚、音声・言語機能障害の方に、要約筆記者を派遣します。

対 象 ① 身体障害者手帳をお持ちの聴覚、音声・言語機能障害者
② 聴覚障害者団体

費 用 無料

利 用 方 法 事前の登録が必要
※営業活動、宗教及び政治活動等の事由の場合は派遣できません。

問い合わせ先 障害福祉課障害者在宅サービス係
FAX 5803-1352 TEL 5803-1212

(3) 手話通訳者の設置



以下の場所に手話通訳ができる職員を配置しています。お気軽にご相談ください。

施設名	窓口	電話番号	ファックス番号
文京区役所	障害福祉課 (シビックセンター9階北側)	5803-1211	5803-1352
障害者基幹相談支援センター	小日向2-16-15 文京総合福祉センター1階	5940-2903	5940-2904
障害者就労支援センター	本郷4-15-14 区民センター1階	5805-1600	5805-1601

※日時によっては、対応できない場合もあります。

問い合わせ先 障害福祉課障害者在宅サービス係

FAX 5803-1352 TEL 5803-1212

(4) 点字図書 の 給付



身体障害者手帳をお持ちの学齢児以上の視覚障害のある方に、点字図書の給付を行います。給付に当たっては、事前の相談が必要です。

利用者負担 給付を受ける点字図書の一般図書購入価格相当額

※点字図書の価格と一般図書購入価格の差額を、区が負担します。

問い合わせ先 障害福祉課身体障害者支援係

TEL 5803-1219 FAX 5803-1352

(5) 点字・声の広報



【文京区】

区報「ぶんきょう」を点字広報・声の広報（カセットテープ・デジ版）として毎号発行し、送付を希望する区内在住の視覚障害のある方に無料で配付しています。また、「文の京わたしの便利帳」（デジ版）を作成し、配付しています。

その他に、多言語版電子書籍「Catalog Pocket(カタログポケット)」では、日本語・英語・中国語等による自動音声読み上げ機能や文字の拡大表示機能を利用し、区報「ぶんきょう」をご覧いただけます。

問い合わせ先 広報課（シビックセンター14階南側）

TEL 5803-1128 FAX 5803-1331

【区議会】

「区議会だより」を「点字版区議会だより」及び「声の区議会だより」（カセットテープ・デジ版）として毎号発行し、送付を希望する区内在住の視覚障害のある方に無料で配

付しています。

問い合わせ先 区議会事務局（シビックセンター23階南側）
TEL 5803-1314 FAX 5803-1370

【東京都】

毎月1回発行する「広報東京都」を点字版・テープ版・デージー版に編集して、送付を希望する都内在住の視覚障害のある方に無料で郵送しています。また、東京都公式ホームページの「WEB広報東京都」のページでも音声を聞くことができます。

〈WEB広報東京都〉 <https://www.koho.metro.tokyo.lg.jp/>

問い合わせ先 東京都生活文化局広報広聴部広報課出版担当
TEL 5388-3093 FAX 5388-1329

【都議会】

「都議会だより」の点字版・テープ版・デージー版を年4回発行し、送付を希望する都内在住の視覚障害のある方に無料で郵送しています。また、都議会ホームページの「都議会だより」のページでも音声を聞くことができます。

〈都議会ホームページ〉 <https://www.gikai.metro.tokyo.jp/>

問い合わせ先 東京都議会議会局管理部広報課
TEL 5320-7126 FAX 5388-1779

【公益財団法人文京アカデミー】

情報紙「スクエア」のデージー版を毎月発行し、送付を希望する視覚障害の方に無料で郵送しています。

問い合わせ先 公益財団法人文京アカデミー
TEL 5803-1103 FAX 5800-2230

（6）手話通訳による本会議の傍聴



本会議の一般質問において、手話通訳による傍聴ができます。ご利用には、事前の申込みが必要です。

問い合わせ先 区議会事務局（シビックセンター23階南側）
TEL 5803-1314 FAX 5803-1370

（7）手話通訳によるケーブルテレビ（CATV）番組の視聴



都市型CATV・東京ケーブルネットワークの文京区民チャンネルで放送する区広報番組で、手話通訳を付けた番組を毎週放送しています。

問い合わせ先 広報課（シビックセンター14階南側）
TEL 5803-1130 FAX 5803-1331

(8) 無料公衆無線LAN

文京区観光情報や行政情報を発信するとともに、災害発生時の情報提供や区民サービス向上のため、区が提供する無料Wi-Fiサービスです。

災害発生等の非常時には、交通機関の運行情報や家族等の安否確認情報を取得するための情報通信インフラとして、利用登録や接続時間の制限なく利用できます。

各無料公衆無線はそれぞれ別の通信事業者が提供するサービスです。

アクセスポイント一覧

『Bunkyo_Free_Wi-Fi』		『Bunkyo_Free_Wi-Fi01』	
施設名	アクセスポイント	施設名	アクセスポイント
シビックセンター	25階 展望ラウンジ アトリウム周辺 (地下2階～3階)	礪川地域活動センター	受付付近
		大原地域活動センター	受付付近
		大塚地域活動センター	受付付近
小石川運動場	1階	音羽地域活動センター	受付付近
江戸川橋体育館	2階	湯島地域活動センター	受付付近
江戸川公園	東京メトロ 江戸川 橋駅方面入口周辺	向丘地域活動センター	受付付近
		根津地域活動センター	受付付近
文京スポーツセンター	1・2階吹抜け周辺	汐見地域活動センター	2階立ち寄りコー ナー付近
松聲閣（肥後細川庭 園内）	館内、中庭	駒込地域活動センター	受付付近
		文京総合福祉センター	1階Café BUNBUN内
目白台運動公園	レストハウス周辺	区民センター	3階エレベーター付近
文京区男女平等セン ター	ロビー	勤労福祉会館	受付付近
		福祉センター湯島	3階事務室付近
文京ふるさと歴史館	1階、2階	福祉センター江戸川橋	4階事務室付近
区民センター	2階	保健サービスセンター 本郷支所	1階
文京総合体育館	1階		
教育センター	1階		
不忍通りふれあい館	1階	『Civic_Free_Wi-Fi』	
森鷗外記念館	1階、中庭	文京シビックセンター内の以下のフロア	
コミュニティバス 「Bーぐる」	車内	3階、障害者会館	10階南
		4階、シルバーホール	11階南
教育の森公園	じゃぶじゃぶ池周辺	5階南	12階南
六義公園運動場	管理棟周辺	8階南、北	14階南
区内一部連携協力店舗	45店舗	9階南、北	

問い合わせ先 情報政策課（シビックセンター14階南側）

TEL 5803-1134 FAX 5803-1331

(9) 音声誘導装置の設置

身

視覚障害者の方に、建物の出入口等を音声で案内する、音声誘導装置を設置しています。

対象 視覚障害者で日常生活用具「歩行時間延長信号機用小型送信機」の給付を受けている方

設置場所

施設名	設置場所
文京シビックセンター	1階 出入口（礒川公園側・春日通り側） 地下2階 出入口（後楽園駅側・春日駅側） 3階 障害者会館出入口
真砂中央図書館 （文京区本郷4-8-15）	1階 出入口
文京総合福祉センター （文京区小日向2-16-15）	1階 正面出入口 3階 服部坂方面出入口 4階 エレベーターホール
区民センター （文京区本郷4-15-14）	1階 出入口

問い合わせ先 障害福祉課障害福祉係
TEL 5803-1211 FAX 5803-1352

9

情報支援

(10) 磁気ループの設置

身

難聴の聴覚障害者の方や誘導コイル付き補聴器を利用されている方が、区役所窓口やホールでの講演会等の音声を、クリアに聴き取るための磁気ループ（補聴器誘導システム）を設置しています。

対象 難聴の聴覚障害者、誘導コイル付き補聴器を利用されている方

設置場所

施設名	設置場所	問い合わせ先
障害福祉課 シビックセンター9階北側	窓口カウンター用	障害福祉課障害福祉係
高齢福祉課 シビックセンター9階南側	窓口カウンター用	高齢福祉課
公益財団法人文京アカデミー シビックセンター2階	窓口カウンター用	公益財団法人 文京アカデミー TEL 5803-1100 FAX 5800-2230
文京シビックホール大ホール※	1階客席	
文京福祉センター江戸川橋 文京総合福祉センター4階	視聴覚室、料理教室	文京福祉センター江戸川橋 文京区小日向2-16-15 TEL 5940-2901

※改修工事に伴い、令和3年4月から令和5年12月まで休館となります。

(11) 区立図書館の利用支援



障害のある方が気軽に図書館を利用していただけよう、様々なサービスを提供しています。サービスを受けるには、利用登録が必要です。詳細はホームページをご覧ください。
<https://www.lib.city.bunkyo.tokyo.jp/hs/>

※全館において公衆無線LANサービス (Bunkyo_Library_Free_Wi-Fi) が利用できます。

内 容 ① 図書館資料の貸出等

一般資料の他、大活字本、点訳図書、音訳図書、音訳雑誌、電子書籍の貸出し、オーディオブック（耳で読む本）サービスを提供しています。

※オーディオブックは貸出点数、返却期限等の利用制限なし

② 図書館資料の宅配

図書館に来館することが困難で、家族等の代理人がいない区民の方に、本や視聴覚資料等をご自宅にお届けします。最寄りの図書館にご相談ください。

③ 郵送サービス

視覚に障害のある方のための無料郵便を使ったサービスです。視覚に障害があり、身体障害者手帳をお持ちの方には、点訳図書、音訳図書、音訳雑誌を郵送で貸出します。送料は無料です。最寄りの図書館にご相談ください。

④ 対面朗読

視覚に障害のある方に朗読者が対面で資料をお読みします。真砂中央図書館と目白台図書館に対面朗読室がありますが、各図書館（大塚公園みどりの図書室、根津図書室は除く）でも随時対面朗読ができます。最寄りの図書館にご相談ください。

⑤ バリアフリー映画会

聴覚・視覚に障害がある方向けに字幕・音声ガイドがついた映画会を行っている図書館があります。

問い合わせ先

図書館名	住所	電話番号	ファックス番号
真砂中央図書館	本郷4-8-15	3815-6801	5689-4500
本郷図書館	千駄木3-2-6 汐見地域センター内	3828-2070	3828-8079
小石川図書館	小石川5-9-20	3814-6745	5689-4501
本駒込図書館	本駒込4-35-15	3828-4117	3828-8294
水道端図書館	水道2-16-14	3945-1621	3945-6198
目白台図書館	関口3-17-9	3943-5641	3943-3271
千石図書館	千石1-25-3	3946-7748	3946-0831

図書館名	住所	電話番号	ファックス番号
湯島図書館	本郷3-10-18 湯島総合センター4階	3814-9242	5689-4502
根津図書室	根津2-20-7 不忍通りふれあい館2階	3824-2608	3824-6054
大塚公園 みどりの図書室	大塚4-49-2	3945-0734	3945-9322

(12) 点字図書館

身

次の図書館では、点字図書・録音図書の製作・貸出のほか、視覚障害者の生活用具の開発と普及、点訳奉仕員指導者・音訳奉仕員指導者等の養成等を行っています。

日本点字図書館では、専門書の対面朗読サービスを行っています。休館日を除く3日前までにご予約ください。

また、利用方法は、各館によって異なりますので、直接お問い合わせください。

問い合わせ先

施設名	住所	電話番号 ファックス番号
日本点字図書館	〒169-8586 新宿区高田馬場1-23-4	3209-0241 3204-5641
東京ヘレン・ケラー協会点字図書館	〒169-0072 新宿区大久保3-14-20	3200-0987 3200-0982
日本視覚障害者団体連合点字図書館	〒169-8664 新宿区西早稲田2-18-2	3200-6160 3200-7755

(13) カラーユニバーサルデザインを含む情報提供ガイドライン

区が提供する資料や印刷物について、誰にでもわかりやすく情報提供を行うために、どのような配慮をすればよいかをガイドラインとしてまとめたものです。

障害の有無にかかわらず、わかりやすい情報提供ができるように努めています。

ガイドラインの内容

- ・ 情報提供の際に必要な配慮
- ・ 印刷物作成のポイント
- ・ カラーユニバーサルデザインについて

問い合わせ先

障害福祉課障害福祉係

TEL 5803-1211 FAX 5803-1352



10

タクシー・自動車・駐車場・駐輪場

(1) 福祉タクシー・自動車燃料費助成

身知難児

外出困難な方の積極的な社会参加に寄与するため、福祉タクシー券を交付又は自動車燃料費の一部を助成します。

この事業は、福祉タクシー事業又は自動車燃料費助成事業との選択制となります。

	福祉タクシー	自動車燃料費助成
対象	<ul style="list-style-type: none"> ① 愛の手帳1・2度 ③ 下肢・体幹機能障害1～3級 ⑤ 移動機能障害1・2級 ⑦ 脳性麻痺 ⑨ 福祉手当（区制度）対象となる特殊疾病にり患し、東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則に規定するスモン、プリオン病、先天性血液凝固因子欠乏症等、人工透析を必要とする腎不全 	<ul style="list-style-type: none"> ② 視覚障害1・2級 ④ 内部障害1・2級 ⑥ 平衡機能障害3級 ⑧ 進行性筋萎縮症
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> ① 身体障害者手帳又は愛の手帳（対象⑨の方は都規則により交付を受けた医療券等） ② 申請者本人のマイナンバーカード又は通知カード（番号確認のため）（申請者が20歳未満の場合は、扶養義務者のマイナンバーカードまたは通知カード並びに身元確認書類） ③ 課税地が文京区外の方は、課税（非課税）証明書（申請者が20歳未満の場合は、扶養義務者の課税（非課税）証明書） ※前年度（前々年中の所得）の課税証明で省略のないもの 	<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 運転する方の自動車運転免許証 ⑥ 自動車検査証又は軽自動車届出済証 ⑦ 預金通帳（本人名義）
所得制限	<p>本人（申請年度の4月1日において20歳未満の方は、扶養義務者）の所得制限あり（→186ページ） ※申請日により対象となる所得の年度が異なりますので、お問い合わせください。</p>	<p>上記の条件に加え、障害者本人又は障害者本人と生計を一にする文京区内に住所を有する家族の所有する自動車（二輪のものを除く）を、障害者本人又は障害者本人と生計を一にする文京区内に住所を有する家族が、運転して障害者本人の日常の用に供していることが必要です。</p>
支給方法	<p>【福祉タクシー券】 1か月3,600円分を支給します。</p>	<p>【費用助成】 1か月3,600円 所定の請求書に領収書を添えて後日請求します。</p>

問い合わせ先 障害福祉課障害者在宅サービス係

TEL 5803-1212 FAX 5803-1352

(2) リフト付福祉タクシー

身知難児

外出の際に車椅子・ストレッチャーを使用している方のために、リフト付タクシーを運行しています。中型タクシー程度のメーター料金と介助料（発生時のみ）のご負担で利用いただけます。予約料金と迎車料金は区が負担します。

- 対 象**
- ① 身体障害者手帳又は愛の手帳をお持ちの方
 - ② 福祉手当（区制度）対象となる特殊疾病に罹患し、東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則に規定する、スモン、プリオン病、先天性血液凝固因子欠乏症等、人工透析を必要とする腎不全の方
上記の条件に加え、区内在住で、外出の際車椅子を利用している方又は寝たきりの状態にある方

- 利用方法**
- ① 直接契約会社に電話で予約。（契約会社は毎年異なりますのでお問い合わせください。）
 - ② 乗車の際には、身体障害者手帳、愛の手帳もしくは都規則により交付を受けた医療券を提示。

問い合わせ先 障害福祉課障害者在宅サービス係
TEL 5803-1212 FAX 5803-1352

(3) 福祉車両の貸出

身

車椅子利用者等の歩行困難な身体障害者や高齢者等が外出する際に、福祉車両を貸出します。

- 対 象** 区内在住の車いす利用の方や、ケガや障害等により歩行困難な方
- 内 容** つつじ号（車椅子リフト式普通車） 定員10名（車椅子2台分含む）
さつき号（車椅子スロープ式普通車） 定員4名（車椅子1台分含む）
- 使 用 料** 無料 ※燃料費は実費負担です。
- 運 転 手** 申込みをする方が確保してください。
- 予 約** 利用日の3か月前の初日から受付

問い合わせ先 文京区社会福祉協議会総務係
TEL 3812-3040 FAX 5800-2966

(4) 心身障害者自動車運転免許取得経費補助

身知

障害者の方が、自動車運転免許証を取得又は免許にかかる排気量の限定解除をするときに、費用の一部を補助します。補助に当たっては、あらかじめ申請が必要です。

- 対 象** 身体障害者手帳又は愛の手帳をお持ちの18歳以上の方で、次のいずれにも該当する方
- ① 身体障害者手帳1～3級の方又は愛の手帳をお持ちの方
（内部障害の方は4級、下肢・体幹障害の方は4・5級で歩行困難な

方も対象)

- ② 他の制度により免許の取得に要する経費の助成を受けていない方
- ③ 前年の所得税額が40万円以下の方
- ④ 適性試験に合格した方
- ⑤ 補助の申請日の3か月前から引き続き区内に住んでいる方

補 助 額

【第一種普通自動車運転免許取得】

入所料、教習料等123,600～164,800円までで費用の2/3まで

【排気量等の限定解除】 20,600円

問い合わせ先

障害福祉課障害者在宅サービス係

TEL 5803-1212 FAX 5803-1352

(5) 身体障害者自動車改造費助成

身

重度の身体障害者の方が就労等に必要のため自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費の一部を助成します。

対 象

障害者自らが所有し、運転する自動車の操向装置及び駆動装置の一部を改造する必要がある、次のいずれにも該当する方

- ① 身体障害者手帳をお持ちで、上肢、下肢、体幹にかかる障害が1・2級の方
- ② 前年分の所得が、特別障害者手当にかかる所得制限の限度額以内の方
- ③ 区内に住所を有する18歳以上の方

助 成 額

1台について133,900円が上限

問い合わせ先

障害福祉課身体障害者支援係

TEL 5803-1219 FAX 5803-1352

(6) 自動車運転免許の無料教習

身

就労のために運転免許を必要とする身体障害者の方は、所定の教習が無料になります。ただし、入所料や検定料等(76,550円ほど)は自己負担となります。

入 所 日

4・7・10月の月初め(申込締切日は入所前月の15日)

教 習 期 間

3か月

対 象

身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方で、次のいずれにも該当する方

- ① 公共職業安定所に求職登録をしてある方
- ② 都の運転免許試験場の適性検査に合格している方
- ③ 当センターが入所を認めた方

問い合わせ先

身体障害者運転能力開発訓練センター(通称:東園あずまえん自動車教習所)

〒352-0023 埼玉県新座市堀ノ内2-1-46

TEL 048-481-2711(月曜日定休) FAX 048-481-6578

ホームページ <http://www.azumaen.or.jp>

(7) 駐車禁止の対象除外

身知精児

都内に住所を有し、下記の障害の区分・級別に該当する手帳の交付を受けている方が、車の前面ガラスの見やすい箇所に駐車禁止等除外標章を提示することで、公安委員会による駐車禁止規制等の対象から原則として除外されます。

なお、駐車方法及び駐車禁止等除外標章の使用方法については、所管の警察署で指導を受けてください。

対 象

手帳の種類	障害の区分	障害の級別	
身体障害者手帳	視覚障害	1級から3級までの各級又は4級の1	
	聴覚障害	2級又は3級	
	平衡機能障害	3級	
	肢体不自由	上肢機能障害	1級、2級の1又は2級の2
		下肢機能障害	1級から4級までの各級
		体幹機能障害	1級から3級までの各級
		運動機能障害	上肢機能
	移動機能		1級から4級までの各級
		心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸機能障害	1級又は3級
		免疫機能障害	1級から3級までの各級
	肝臓機能障害	1級から3級までの各級	
	(再認定診査が指定されている方は、再認定診査が終了している方)		
戦傷病者手帳	上肢、下肢機能障害、心臓、肝臓機能障害、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸機能障害	特別項症から第3項症までの各項症	
	視覚、聴覚、平衡、体幹機能障害	特別項症から第4項症までの各項症	
愛の手帳 (東京都療育手帳)	1度又は2度 (3・6・12・18歳に達したときの更新申請が終了している方)		
精神障害者 保健福祉手帳	1級 (精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を受けている方)		
小児慢性特定 疾病児童手帳	色素性乾皮症の認定を受けている方		

※肢体不自由の欄の上肢機能障害「1級、2級の1又は2級の2」に該当する方とは、両上肢に著しい障害のある方です。

申請者

身体障害者手帳等の交付を受けている方で、都内に住所を有し、かつ、障害者の区分・級別に該当する方。ただし、申請者が未成年者、知的障害者又は精神障害者の場合は、原則として申請者の親権者、配偶者又は三親等以内の血族もしくは姻族を申請代理人とすることができます。また、その他の申請で身体的理由により申請することが困難であると認められた場合は、上記申請代理人により申請することができます。

原則として、申請者の住所地を管轄する警察署の交通課

申請手続

- ① 申請書（申請書については、警察署窓口で受領できるほか、警視庁のホームページからダウンロードできます。）
- ② 身体障害者手帳等
- ③ 住民票の写し（発行日から3か月以内のもの）
- ④ 申請代理人が申請する場合は、申請者と続柄が確認できる書面及び申請代理人本人の確認ができる運転免許証等を持参

問い合わせ先

問い合わせ先	住所	電話番号
富坂警察署	文京区小石川2-14-2	3817-0110
大塚警察署	文京区音羽2-12-26	3941-0110
本富士警察署	文京区本郷7-1-7	3818-0110
駒込警察署	文京区本駒込2-28-18	3944-0110
【制度に関すること】 警視庁 駐車対策課 駐車対策第一係	3581-4321（内線52615）	

(8) 駐車料金の減額

身知精児

障害のある方が乗車している場合、以下の駐車場の使用料金を減額します。助成に当たっては、あらかじめ申請が必要です。

対象 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方が乗車している場合

割引額 使用料の5割を減額します。

施設名	利用時間	手続方法
文京シビックセンター 地下1、2階 (普通車124台、障害者用6台)	午前8時15分～午後10時 (休場日 年末年始、5月第3日曜日)	出庫前に地下1階駐車場管理室へ手帳を提示し、減額申請
目白台運動公園 文京区目白台1-19・20 (普通車17台、障害者用2台)	午前7時30分～午後6時30分 (5月～8月) 午前7時30分～午後5時 (9月～4月)	出庫前にパークセンターへ手帳を提示し、減額申請

問い合わせ先

施設名	担当課	電話番号	ファックス番号
文京シビックセンター	施設管理課管理担当	5803-1162	5803-1339
目白台運動公園	目白台運動公園パークセンター	3941-6153	3941-6159

(9) 定期利用制自転車駐車場使用料の減額

身知精児

障害のある方が定期利用制の自転車駐車場（区内24カ所）を利用する場合、使用料金を減額します。1年に1回、翌年度分の一斉募集があります。

対象 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方

申請 利用申請をする際に、いずれかの手帳（コピー可）を添付して減免申請書を提出してください。

割引額 使用料の5割を減額します。

問い合わせ先 土木部管理課（シビックセンター19階南側）
TEL 5803-1244 FAX 5803-1359